

2 その他の施策、国・府の施策・相談窓口など

(1) 支払い猶予・減免に関するもの

制度・手続名	概要	対象者	担当課・問合せ先
水道料金・下水道使用料のご相談	新型コロナウイルス感染症の影響により、水道料金等のお支払いが困難な方の相談に応じます。	今回の新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、収入が減少している場合など、一時的に水道料金等のお支払いが困難な方 ※個人・法人の全てのお客様が対象	町上下水道課（業務・府営水道係） ☎075-956-2101 （内線271）
国民年金保険料の免除・納付猶予	本人・配偶者・世帯主の所得に応じて保険料の免除や猶予を受けられる場合があります。 また、失業や事業の廃止等の事由があれば、特例の区分で審査を受けられます。	保険料の納付が困難な方	町健康課（保険医療係） ☎075-956-2101 （内線113）
国民年金保険料の免除・納付猶予	本人・配偶者・世帯主の所得に応じて保険料の免除や猶予を受けられる場合があります。 新型コロナウイルス感染症の影響により収入減少が見込まれる場合、減少幅を加味した年間所得に応じて保険料の免除・猶予の審査を受けることができます。	新型コロナウイルス感染症の影響により納付が困難な方	町健康課（保険医療係） ☎075-956-2101 （内線113）
国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療の保険料（税）の減免や徴収猶予等	保険料（税）の全部又は一部を一時に納付することができない方について、保険料（税）の減免や分割納付、徴収猶予が認められる場合があります。	事業の不振、休業もしくは廃止または失業等の理由で、収入が著しく減少したこと等により、保険料（税）の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合	町健康課（保険医療係・高齢介護係） ☎075-956-2101 （内線111・137）
国民健康保険、後期高齢者医療の保険税（料）の減免	新型コロナウイルス感染症の影響により主たる生計維持者（世帯主）の収入減少が見込まれるなど一定の要件に該当する場合は、保険税（料）の全部又は一部が減額となります。	①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者（世帯主）が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯の方 ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者（世帯主）の収入減少が見込まれる世帯の方で、一定の要件に該当する方	町健康課（保険医療係） ☎075-956-2101 （内線111）
国民健康保険税の猶予	保険税の全部又は一部を一時に納付することができない方について、保険税の分割納付、徴収猶予が認められる場合があります。	事業の不振、休業もしくは廃止または失業等の理由で、収入が著しく減少したこと等により、保険税の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合	税住民課（税務係） ☎075-956-2101 （内線146）
後期高齢者医療保険料の猶予	保険税の全部又は一部を一時に納付することができない方について、保険料の分割納付、徴収猶予が認められる場合があります。	事業の不振、休業もしくは廃止または失業等の理由で、収入が著しく減少したこと等により、保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合	町健康課（保険医療係） ☎075-956-2101 （内線111）

制度・手続名	概要	対象者	担当課・ 問合せ先
介護保険料の減免	新型コロナウイルス感染症の影響により主たる生計維持者の収入減少が見込まれるなど、一定の要件に該当する場合は、保険料の全部又は一部が減額となります。	①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯の方 ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の方で、一定の要件に該当する方	町健康課（高齢介護係） ☎075-956-2101 （内線137）
母子父子寡婦福祉資金貸付の償還金の支払猶予	母子父子寡婦福祉資金貸付金の貸付を受けた方が、新型コロナウイルス感染症の影響により、支払期日に償還を行うことが著しく困難になった場合には、その支払の猶予が認められる場合があります。	ひとり親家庭及び寡婦	京都府乙訓保健所（福祉課） ☎075-933-1154
個人住民税の減免	失業や休廃業により、令和2年において、前年に比べ所得が著しく減少した方について、減免が認められる場合があります。 ※前年の収入等が一定額以上の方は減免の対象とならない場合があります。	次の①～④をすべて満たす方 ①世帯の主たる所得者 ②同世帯に本人と同程度の所得者がいない ③今後の担税力がない ④自己都合による退職でない	町税住民課（税務係） ☎075-956-2101 （内線143）
個人住民税の減免	失業や休廃業により、所得が著しく減少した方について、減免が認められる場合があります。 ※前年の収入等が一定額以上の方は減免の対象とならない場合があります。	次の①～④をすべて満たす方 ①世帯の主たる所得者 ②同世帯に本人と同程度の所得者がいない ③今後の担税力がない ④自己都合による退職でない	町税住民課（税務係） ☎075-956-2101 （内線143）
町税の徴収猶予	町税を一時に納付することが困難な場合、分割納付や1年間の納税猶予が認められる場合があります。		町税住民課（税務係） ☎075-956-2101 （内線146）
町税の換価猶予	町税を一時に納付することが困難な場合、申請による換価の猶予が認められる場合があります。 「換価」とは、差押えた財産を金銭に換えて滞納となっている税金に充当する手続きのことです。	新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方	京都府地方税機構乙訓事務所 ☎075-933-7061
証明書交付手数料の免除	新型コロナウイルス感染症に係る貸付や融資等の手続きにあたり必要となる各種証明書の交付手数料を無料とします。 ※コンビニ交付は、免除の対象外です。	新型コロナウイルス感染症に係る貸付や融資等の手続きをされる方	町税住民課（住民係） ☎075-956-2101 （内線121）
学生さんへの各種支援制度	新型コロナウイルス感染症の影響で経済的に困りの学生の皆さんに、授業料の減免など、ご活用いただける制度があります。	詳しくは、右記のURLまで。 もしくは、ネットで「京都府 コロナ 学生支援」で検索。	https://www.pref.kyoto.jp/fu-daigaku/news/2020gakuseishien.html

(2) 対応期間の延長に関するもの

制度・手続名	概要	対象者	担当課・問合せ先
個人町民税の申告期限延長	感染症の影響により外出を控えるなど申告することが困難な方については、期限を区切らずに、柔軟に受け付けを行なっています。	個人町民税の申告者	町税住民課（税務係） ☎075-956-2101 （内線143）
転入・転居などの届出期限緩和	転入・転居・世帯変更などの届出は、事由が生じた日から14日以内の手続きが必要ですが、感染症の影響による場合には、14日を経過した場合でも当分の間通常どおり手続きができます。	転入、転居、世帯変更などの届出者	町税住民課（住民係） ☎075-956-2101 （内線121）

(3) 助成・給付に関するもの

制度・手続名	概要	対象者	担当課・問合せ先
住宅確保給付金	離職等により、収入が減少された方を対象に、就職に向けた活動等を行うことを条件に、一定期間、家主に家賃相当額（上限あり）を支給します。	離職等により、収入が減少された方（収入要件・資産要件等有）	京都府乙訓保健所（福祉課） ☎075-933-1154

(4) 貸付に関するもの

制度・手続名	概要	対象者	担当課・問合せ先
母子父子寡婦福祉資金貸付金の生活資金の貸付	新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、子どもが在籍する保育所や学校等の臨時休業、事業所等の休業などにより、一時的に就労収入が減少し、日常生活に支障をきたすひとり親家庭等は母子父子寡婦福祉資金貸付金の生活資金の貸付が活用できる場合があります。	ひとり親家庭及び寡婦	京都府乙訓保健所（福祉課） ☎075-933-1154
生活福祉資金緊急小口資金等の特例貸付	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸し付けが必要な世帯を対象に、生活福祉資金緊急小口資金等の特例貸付を行います。 【貸付額上限】 10万円。ただし、特に必要とされる場合は20万円まで引き上げ ※混雑防止のため、事前に要予約	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸し付けが必要な世帯	大山崎町社会福祉協議会（総務課地域福祉係） ☎075-957-4100 厚生労働省 個人向け緊急小口資金・総合支援資金相談コールセンター ☎0120-46-1999 （受付時間：午前9時～午後21時（土日・祝日含む））

(5) 相談窓口

制度・手続名	概要	対象者	担当課・問合せ先
無料法律相談 (町)	<p>京都弁護士会から派遣された弁護士が法律上の問題の相談に応じます(町役場で開催)。 年3回(6月・11月・3月) ※例年2月には、京都弁護士会主催の法律相談が町役場で開催されます。</p>	住民	<p>町福祉課(社会福祉係) ☎075-956-2101 (代)</p>
法律相談 (京都弁護士会)	<p>労働問題や事業継続に関する問題、あるいはコロナウイルスに関する詐欺被害など、様々な法的問題について、弁護士が無料で電話相談に応じます。</p> <p>【受付日時】 月曜日～金曜日(祝日を除く) 午前9時30分～午後5時(正午～午後1時までを除く)</p> <p>【受付電話番号】 075-231-2378(事前予約制の電話相談) 上記番号にお電話いただき、相談内容を確認の上、相談日の予約を行います。予約の日時に、当会の専用電話から電話をさせていただき、電話による法律相談を実施いたします。</p> <p>【相談時間】 30分</p>	府民等	<p>京都弁護士会 ☎075-231-2378</p>
司法書士相談	<p>京都司法書士会総合相談センターでは、対面・電話による相談(常設無料相談/ご予約制)を実施しています。</p> <p>【予約受付日時】 平日9時～17時(土曜日9:00～12:00) ※相談日時は、相談内容によって異なるため、詳細は右記までお問い合わせください(祝日、12月第4週の土曜日を除く)。</p>	府民等	<p>京都司法書士会総合相談センター ☎075-255-2566</p>
消費生活相談(悪質商法など)	<p>消費生活に関する相談(新型コロナウイルス感染症に便乗した悪質商法等、契約に関するもの)をお受けします。</p>	住民	<p>町経済環境課(農林商工係) ☎075-956-2101 (内線244) 京都府消費生活安全センター ☎075-671-0004</p>

制度・手続名	概要	対象者	担当課・問合せ先
電話教育相談	<p>不安な気持ちや心配ごと、悩みについての相談を、相談内容に応じて、臨床心理士、精神科医等が相談をお聞きします。</p> <p>○京都府総合教育センター 【対象】府立学校、府内の市町立学校、幼稚園等に通う幼児・児童・生徒やその保護者、学校関係者</p> <p>○京都府私学就学相談支援センター 【対象】府内の私立小学校・中学校・高等学校に通う児童・生徒およびその保護者</p>	幼児・児童・生徒やその保護者等	<p>京都府総合教育センター ☎075-612-3268 ☎075-612-3301 ☎0773-43-0390 ※24時間対応。 ※メールでの相談も受付</p> <p>京都府私学就学相談支援センター ☎075-746-4946 ※9:30-16:30 (休業日及び土・日・祝日を除く)</p>
無料労働相談	新型コロナウイルス感染症の影響についての労働者・使用者からの労働相談を受け付けています。	府民等	<p>京都労働相談所 【労働相談フリーダイヤル】 ☎0120-786-604 (京都府内限定)</p>
DV相談	<p>外出自粛や休業等の状況下においては、生活不安やストレスによるドメスティックバイオレンスの増加が懸念されているところです。配偶者等からの暴力には一人で悩まずに、まずは窓口までご相談ください。</p> <p>「これってDVかな?」「暴力を振るわれている」「今すぐパートナーから逃げたいけどどうしたらいいの?」「自分だけでなく子どもたちのことも心配」など、どんなご相談もお気軽にどうぞご連絡ください。</p>	住民	<p>DV相談+ (国) ※4月28日までは、 ☎0120-279-889 ※4月29日からは、 ☎0120-279-849 24時間対応 メールフォーム・チャット https://soudanplus.jp/</p> <p>DV相談ナビ(最寄りの相談機関へ転送) ☎#8008</p> <p>府DV・女性相談専用電話(府家庭支援総合センター) ☎075-531-9910</p>

(6) その他

制度・手続名	概要	対象者	担当課・問合せ先
【来庁不要】 住民票等の各種証明書の請求	○郵送による証明書の請求 戸籍関係証明書（戸籍全部・個人事項証明書（戸籍謄本・抄本）、身分証明書）、住民票の写し等は、郵送で請求することができます。 ○マイナンバーカードによる証明書のコンビニ交付 マイナンバーカードをお持ちで電子証明書が利用できる方は、住民票の写し・印鑑登録証明書をコンビニ等のマルチコピー機で取得できます。	住民等	町税住民課（住民係） ☎075-956-2101 （内線121）
【来庁不要】 転出届の郵送による手続き	町外へお引越しされる方は、転出届を郵送で行うことができます。	町外へ転出される方	町税住民課（住民係） ☎075-956-2101 （内線122）
郵送による各種手続き（上記以外）	町への各種の届出・申請などの手続きについて、郵送により手続きができるものがあります。 詳しくは、制度・手続きの各担当課までお問い合わせください。	住民等	町各担当課
マイナンバーカードの受け取り期限について	マイナンバーカードは受け取り準備のできた方に交付通知書をお送りしていますが、当分の間は受け取り期間を過ぎても受け取ることができます。	マイナンバーカードの申請者	町税住民課（住民係） ☎075-956-2101 （内線121）
マイナンバーカードの電子証明書の更新について	対象の方に、地方公共団体情報システム機構からお知らせが送付されますが、有効期限経過後でも再発行することができます。 ※ただし、コンビニ交付サービス等は再発行までの間利用できなくなります。	電子証明書の有効期限を迎える方	町税住民課（住民係） ☎075-956-2101 （内線121）
児童生徒の家庭学習等の支援サイト	児童生徒及び保護者が自宅等で活用できる教材や動画等を紹介するウェブサイトです。 【文部科学省】子供の学び応援サイト～臨時休業期間における学習支援コンテンツポータルサイト～ (https://www.mext.go.jp/a_menu/kusei/gakusyushien/index_00001.htm)	小中高生等及び保護者	町学校教育課 ☎075-956-2101 （内線214）

制度・手続名	概要	対象者	担当課・問合せ先
<p>運転免許証の有効期間の延長措置等① (更新期限が過ぎてしまいそうな方)</p>	<p>更新期限の前に、運転免許センターや警察署等に延長手続きしていただくことで、更新期間又は更新延長措置後の有効期間の末日までに申出があれば免許が引き続き有効なものとなるよう、運転免許証の裏面備考欄に運転及び更新が可能な期間を記載します。</p> <p>運転及び更新が可能な期間は、有効期間の末日から起算して3か月を経過する日まで。 (再度の更新期間の延長をされた方は、裏面に記載された延長した運転及び更新可能期間の末日から起算して3か月を経過する日まで)</p>	<p>運転免許証表面に記載された有効期間又は更新延長措置後の有効期間の末日が令和3年6月30日までの方</p> <p>※更新延長手続きをせず、有効期間が過ぎた方(失効された方)は更新延長はできません。</p>	<p>京都府警察本部運転免許試験課 ☎075-631-5181</p>
<p>運転免許証の有効期間の延長措置等② (更新期限が過ぎてしまった方)</p>	<p>新型コロナウイルスへの感染やそのおそれから運転免許証の更新を受けることができなかつた方は、「やむを得ない理由」があり失効された方として、失効前の講習区分が継続されたり、手数料が減額される場合があります。これに関する問い合わせは右記までご連絡ください。</p>	<p>感染症の影響により、運転免許証の更新期限までに更新手続きを行なうことができず、運転免許が失効した方</p>	

(7) 企業及び個人事業主等を対象とする支援制度等

●相談窓口

制度・手続名	概要	対象者	担当課・問合せ先
京都府中小企業緊急経営支援コールセンター	新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業等の相談に対応するため、各種支援制度や申請手続きを電話やメールにて案内	中小企業者等	京都府中小企業緊急経営支援コールセンター ☎0120-555-182 keieicall@ki21.jp (平日9:00～17:00)
京都府中小企業雇用継続緊急支援センター	雇用調整助成金が速やかに給付されるよう京都府と京都労働局と連携し、申請アドバイスから申請受理までの一貫支援を行う窓口（京都テルサ内に設置）	中小企業者等	京都府中小企業雇用継続緊急支援センター ☎075-682-2233 (平日9:00～17:00)
無料労働相談（再掲）	新型コロナウイルス感染症の影響についての労働者・使用者からの労働相談を受け付けています。	府民等	京都労働相談所 【労働相談フリーダイヤル】 ☎0120-786-604 (京都府内限定)

●給付金・支援金

制度・手続名	概要	対象者	担当課・問合せ先
一時支援金	2021年1月に発令された緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等に、国が「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」を給付します。	中小法人等：上限60万円 個人事業者等：上限30万円	一時支援金事務局 ☎0120-211-240 ☎03-6629-0479 (IP電話等からの問い合わせ先。通信料がかかります)

●融資制度

制度・手続名	概要	対象者	担当課・問合せ先
新型コロナウイルス感染症特別貸付及び特別利子補給制度（無利子・無担保融資）	「新型コロナウイルス感染症特別貸付」と「特別利子補給制度」の併用による実質的な無利子化融資です。 ※日本政策金融公庫の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」の融資を受けた後、返済した利子について、日本政策金融公庫以外の実施機関から利子補給を受けることで、負担する利子が実質的に無利子になります。 【融資限度額】 中小企業事業：6億円、国民生活事業：8,000万円 【金利】 1.11%から当初3年間は▲0.9%引下げ ※特別利子補給制度を併用することで実質的な無利子化を実現	新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来し、次のいずれかの要件に該当する方であって、中長期的に業況が回復し発展が見込まれる方 ①最近1ヵ月の売上高又は過去6ヵ月の平均売上高が、前3年のいずれかの年の同期と比較して、5%以上減少 ②業歴が3ヵ月以上1年1ヵ月未満の場合等は、最近1ヵ月の売上高又は過去6ヵ月の平均売上高が、次のいずれかと比較して5%以上減少 a 過去3ヵ月の平均売上高 b 令和元年12月の売上高 c 令和元年10～12月の平均売上高	日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル ☎0120-154-505 【土曜日の相談】 日本政策金融公庫 ☎0120-327-790(中小企業事業) ☎0120-112-476(国民生活事業)

制度・手続名	概要	対象者	担当課・問合せ先
商工中金による危機対応融資	<p>商工組合中央金庫が、新型コロナウイルス感染症による影響を受け業況が悪化した事業者に対し、危機対応融資による資金繰りを無担保で支援。</p> <p>【融資限度額】 6億円</p> <p>【金利】 1.11%から当初3年間は▲0.9%引下げ</p> <p>※特別利子補給制度を併用することで実質的な無利子化を実現</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来し、次のいずれかの要件に該当する方であって、中長期的に業況が回復し発展が見込まれる方</p> <p>①最近1カ月の売上高又は過去6カ月の平均売上高が、前3年のいずれかの年の同期と比較して、5%以上減少</p> <p>②業歴が3カ月以上1年1カ月未満の場合等は、最近1カ月の売上高又は過去6ヶ月の平均売上高が、次のいずれかと比較して5%以上減少</p> <p>a 過去3カ月の平均売上高 b 令和元年12月の売上高 c 令和元年10～12月の平均売上高</p>	<p>商工組合中央金庫 相談窓口(土曜日含む) ☎0120-542-711</p>
新型コロナウイルス対策マル経融資	<p>商工会の経営指導員による経営指導を受けた小規模事業者に対して、日本政策金融公庫が無担保・無保証人で融資を行う制度。</p> <p>【融資限度額】 1,000万円</p> <p>【金利】 1.21%から当初3年間は▲0.9%引下げ</p> <p>※特別利子補給制度を併用することで実質的な無利子化を実現</p>	<p>①最近1カ月の売上高又は過去6カ月の平均売上高が、前3年のいずれかの年の同期と比較して、5%以上減少している小規模事業者</p> <p>②前3年全ての同期との比較が望ましくない場合であって、最近1カ月間等の売上高又は過去6カ月の平均売上高が、次のいずれかと比較して5%以上減少している小規模事業者</p> <p>a 過去3カ月の平均売上高 b 令和元年12月の売上高 c 令和元年10～12月の平均売上高</p>	<p>大山崎町商工会 ☎075-956-4600</p>
生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付	<p>生活衛生関係の事業を営む方に対する貸付支援。担保の有無に依らず一律金利での貸付。</p> <p>【融資限度額】 8,000万円</p> <p>【金利】 1.26%から当初3年間は▲0.9%引下げ</p> <p>※特別利子補給制度を併用することで実質的な無利子化を実現</p>	<p>旅館、飲食、理美容店など生活衛生関係の事業を営む方で、新型コロナウイルス感染症の影響により、次のいずれかに該当する方</p> <p>①最近1カ月間等の売上高又は過去6カ月の平均売上高が前3年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少した方</p> <p>②業歴3カ月以上1年1カ月未満の場合等で、最近1カ月間等の売上高又は過去6カ月の平均売上高が、次のいずれかと比較して5%以上減少した方</p> <p>a. 過去3ヶ月の平均売上高 b. 令和元年12月の売上高 c. 令和元年10月～12月の売上高平均額</p>	<p>日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル ☎0120-154-505</p> <p>【土曜日の相談】 ☎0120-327-790(中小企業事業) ☎0120-112-476(国民生活事業)</p>

制度・手続名	概要	対象者	担当課・問合せ先
新型コロナウイルス対策衛経融資	<p>生活衛生同業組合などの経営指導を受けている生活衛生関係の事業を営む小規模事業者の方が経営改善に必要な資金を無担保・無保証人で利用できる制度。</p> <p>【融資限度額】 1,000万円</p> <p>【金利】 1.21%から当初3年間は▲0.9%引下げ</p> <p>※特別利子補給制度を併用することで実質的な無利子化を実現</p>	<p>生活衛生同業組合などの経営指導を受けている生活衛生関係の事業を営む小規模事業者の方</p> <p>①最近1ヵ月間等の売上高又は過去6ヵ月の平均売上高が前3年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少している小規模事業者の方</p> <p>②前3年全ての同期との比較が望ましくない場合であって、最近1ヵ月間の売上高又は過去6ヵ月の平均売上高が、次のいずれかと比較して5%以上減少している方</p> <p>a. 過去3ヶ月の平均売上高 b. 令和元年12月の売上高 c. 令和元年10月～12月の売上高平均額</p>	<p>日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル ☎0120-154-505</p> <p>【土曜日の相談】 日本政策金融公庫 ☎0120-327-790(中小企業事業)</p> <p>☎0120-112-476(国民生活事業)</p>
衛生環境激変対策特別貸付	<p>新型コロナウイルス感染症の発生による衛生環境の著しい変化に起因して、一時的な営業悪化から資金繰りに支障を来している生活衛生関係営業者の経営安定を図るための特別貸付制度。</p> <p>【融資限度額】 1,000万円(旅館業は3,000万円)</p> <p>【金利】 1.86%</p>	<p>次のいずれにも該当する旅館業、飲食店営業及び喫茶店営業を営む方</p> <p>①最近1ヶ月間の売上高が前年または前々年の同期に比較して10%以上減少しており、かつ、今後も減少が見込まれること</p> <p>②中長期的に業況が回復し発展することが見込まれること</p>	<p>日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル ☎0120-154-505</p> <p>【土曜日の相談】 日本政策金融公庫 ☎0120-327-790(中小企業事業)</p> <p>☎0120-112-476(国民生活事業)</p>
京都府災害対策緊急資金(セーフティネット保証4号)	<p>新型コロナウイルス感染症により売上等が減少している事業者への資金繰り支援措置としての融資制度。制度の利用には、事業所の所在する市町村の認定(セーフティネット保証4号)が必要。</p> <p>【融資利率(固定)】 年0.9%</p> <p>【融資限度額】 普通保証とは別枠で①有担保2億円、②無担保8千万円</p> <p>【信用保証料率】 0.9%(一律)</p>	<p>最近1か月の売上等が前年同月比で20%以上減少し、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上等が前年同月比で20%以上減少することが見込まれる中小企業者</p>	<p>【制度の問合せ】 京都銀行、南都銀行、滋賀銀行、関西みらい銀行、福邦銀行、京都信用金庫、京都中央信用金庫、京都北都信用金庫、近畿産業信用組合、京滋信用組合、三菱UFJ銀行、商工組合中央金庫</p> <p>【認定の問合せ】 町経済環境課(農林商工係) ☎075-956-2101 (内線244)</p>

制度・手続名	概要	対象者	担当課・問合せ先
<p>京都府新型コロナウイルス対応緊急資金（セーフティネット保証5号）</p>	<p>新型コロナウイルス感染症により売上高等が減少している事業者への資金繰り支援措置としての融資制度。制度の利用には、事業所の所在する市町村の認定（セーフティネット保証5号）が必要。 【融資利率(固定)】 年1.2% 【融資限度額】 普通保証とは別枠で①有担保2億円 ②無担保8千万円 【信用保証料率】 0.75%（一律）</p>	<p>国が指定する業種に属する事業を営み、最近3か月間の売上高等が前年同月の売上高等に比して5%以上減少している中小企業者</p>	<p>【制度の問合せ】 京都銀行、南都銀行、滋賀銀行、関西みらい銀行、福邦銀行、京都信用金庫、京都中央信用金庫、京都北都信用金庫、近畿産業信用組合、京滋信用組合、三菱UFJ銀行、商工組合中央金庫</p> <p>【認定の問合せ】 町経済環境課（農林商工係） ☎075-956-2101 （内線244）</p>
<p>京都府あんしん借換資金（危機関連枠）</p>	<p>新型コロナウイルス感染症により売上高等が減少している事業者への資金繰り支援措置としての融資制度。制度の利用には、事業所の所在する市町村の認定（危機関連保証）が必要。 【融資利率(固定)】 新規：年1.1% 借換：1.7% 【融資限度額】 普通保証及びセーフティネット保証とは別枠で2億8千万円 【信用保証料率】 0.8%（一律）</p>	<p>最近1か月の売上高等が前年同月比で15%以上減少し、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同月比で15%以上減少することが見込まれる中小企業者</p>	<p>【制度の問合せ】 京都銀行、南都銀行、滋賀銀行、関西みらい銀行、福邦銀行、京都信用金庫、京都中央信用金庫、京都北都信用金庫、近畿産業信用組合、京滋信用組合、三菱UFJ銀行、商工組合中央金庫</p> <p>【認定の問合せ】 町経済環境課（農林商工係） ☎075-956-2101 （内線244）</p>

●補助金

制度・手続名	概要	対象者	担当課・問合せ先
京都府WITHコロナ文化活動支援補助金	<p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、文化活動の中でも厳しい状況にある舞台芸術分野において、活動の継続が困難な状況にある団体等に対し、舞台芸術公演の開催経費等の一部を補助。 募集期間：4月19日まで 上限：50万円 補助率：2/3</p>	<p>活動拠点が京都府内であり、今後も京都府を拠点に 舞台芸術活動を継続する意思のある団体等 ※その他にも要件あり</p>	<p>京都府文化芸術課 ☎075-414-5549</p>
事業再構築補助金【国】	<p>新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する、次の要件をすべて満たす中小企業等を支援。 ①申請前の直近6ヵ月間のうち、任意の3ヵ月の合計売上高が、コロナ以前の同3ヵ月の合計売上高と比較して10%以上減少。 ②事業計画を認定経営革新等支援機関や金融機関と策定し、一体となって事業再構築に取り組むこと。 ③補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加、又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加の達成。 【補助率】 中小企業：2/3 上限額6,000万円(卒業枠は1億円) 中堅企業：1/2 上限額8,000万円(グローバルV字回復枠は1億円) 【公募期間】 第1回：令和3年3月26日～令和3年4月30日 ※今後も複数回公募予定</p>	<p>一定の要件を満たす中小企業、中堅企業</p>	<p>事業再構築補助金事務局コールセンター 平日9:00～18:00 ☎0570-012-088 ☎03-4216-4080 (IP電話用)</p>
小規模事業者持続化補助金(一般型)【国】	<p>商工会の支援を受けて経営計画を作成し、それらに基づいて行う販路開拓の取組み等の経費の一部を国が補助。 【補助率】 補助率2/3(上限額50万円)</p>	<p>小規模事業者</p>	<p>【補助金の問合せ】 大山崎町商工会 ☎075-956-4600</p>
小規模事業者持続化補助(低感染リスク型ビジネス枠)【国】	<p>小規模事業者等が経営計画を作成して取り組む、社会経済の変化を踏まえた新たなビジネスやサービス、生産プロセスの導入等の取組を支援し、その取組に資する感染防止対策への投資についても、一部支援。 【補助率】 3/4(上限額100万円) ※3月中に公募開始予定</p>	<p>小規模事業者等</p>	<p>【補助金の問合せ】 大山崎町商工会 ☎075-956-4600</p>

制度・手続名	概要	対象者	担当課・問合せ先
ものづくり・商業・サービス補助【国】	<p>新製品・サービス開発や生産プロセス改善等のための設備投資等を支援。</p> <p>【補助上限】 原則1,000万円</p> <p>【補助率】 通常枠：中小1/2、小規模2/3 低感染リスク型ビジネス枠：補助率：2/3</p>	中小企業・小規模事業者等	<p>ものづくり補助金事務局（全国中小企業団体中央会）</p> <p>☎050-8880-4053 10:00～17:00（平日のみ）</p>
I T導入補助【国】	<p>I Tルーツ導入による業務効率化等を支援（在宅勤務制度を新たに導入するため、テレワークに利用できる業務効率化ツールの導入等）。</p> <p>【補助額】 30万円～450万円</p> <p>※低感染リスク型ビジネス枠のうちテレワーク対応類型は30万円～150万円</p> <p>【補助率】 通常枠：1/2 低感染リスク型ビジネス枠：2/3</p>	中小企業・小規模事業者等	<p>一般社団法人サービスデザイン推進協議会</p> <p>☎0570-666-424 9:30～17:30（平日のみ）</p>
雇用調整助成金の特例措置【国】	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者が労働者に対して一時的に休業等の雇用維持を図った場合に、休業手当、賃金の一部を助成します。</p> <p>【助成率】 大企業2/3、中小企業4/5（解雇を伴わない場合は大企業3/4、中小企業10/10）</p> <p>※大企業で一定の要件を満たす場合は4/5（解雇を伴わない場合は10/10）</p> <p>1人1日当たり最大15,000円上限</p>	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主	<p>京都府助成金センター</p> <p>☎075-241-3269</p> <p>雇用調整助成金コールセンター</p> <p>☎0120-60-3999（土日・祝日含む）</p>
新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金【国】	<p>新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止の措置の影響により休業させられた中小企業の労働者のうち、休業中に賃金（休業手当）を受けられなかった方に対し、国が支援金を支給します。</p> <p>【支給額】 休業前賃金の80% 1人1日当たり最大11,000円上限</p>	休業期間中の休業手当を受けられなかった労働者	<p>新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター</p> <p>☎0120-221-276（月～金8:30～20:00、土日祝8:30～17:15）</p>

● 農業者関係

制度・手続名	概要	対象者	担当課・問合せ先
農林漁業セーフティネット資金（融資制度）	<p>一時的な影響に対し、緊急的に対応するために必要な長期資金を日本政策金融公庫等が融資します。</p> <p>①貸付限度額の引上げ ②貸付当初5年間実質無利子化 ③実質無担保化</p>	認定農業者、主業農業者、認定新規就農者、集落営農組織等	お近くのJA、金融機関、日本政策金融公庫支店
農業近代化資金（融資制度）	<p>農業経営の改善に必要な長期かつ低利な資金を融資します。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響を受けた農業者に対する貸付の特例が設けられました。</p> <p>①貸付当初5年間実質無利子化 ②農業信用基金協会の債務保証に係る保証料を保証当初5年間免除 ③実質無担保化</p>	農業を営む者（認定農業者、認定新規就農者、主業農業者、集落営農組織、農業を営む任意団体など）等	お近くのJA、金融機関、日本政策金融公庫支店
経営体育成強化資金（融資制度）	<p>前向き投資と償還負担の軽減に必要な長期かつ低利な資金を日本政策金融公庫等が融資します。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響を受けた農業者に対する貸付の特例が設けられました。</p> <p>①貸付当初5年間実質無利子化 ②実質無担保化</p>	農業を営む者（主業農業者、認定新規就農者、集落営農組織、農業を営む任意団体など）	お近くのJA、金融機関、日本政策金融公庫支店
農業経営負担軽減支援資金（資金借入）	<p>経済環境の悪化により、負債の償還が困難となっている農業者に対し、その償還負担の軽減を図るのに必要な資金を融通します。</p>	農業者	お近くのJA、金融機関、日本政策金融公庫支店